令和8年度「県下一斉清掃運動（高島地区）」実施要領

1 目的

滋賀県では「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例（クリーン条例）」（平成4年制定）において、ごみの散乱防止について県民の関心と理解を深めてもらうため、12月1日を「環境美化の日」と定めています。

高島管内における「環境美化の日」の取組として「県下一斉清掃運動」を以下のとおり実施します。

2 日時　令和8年 12 月2日（水）

9 時 30 分から 10 時 45 分まで　※小雨決行

9 時 30 分　受付開始

9 時 40 分　開催挨拶、作業説明

9 時 45 分　活動開始

10 時 45 分 活動終了、解散

なお、荒天により中止とした場合は、12 月4日（金）の同時刻へ延期します。



3 主催　滋賀県

4 協力　高島市

5 集合・受付場所 （右図参照）

高島市今津町今津（高島市所有の空き地）

※空き地を駐車場として利用可

6 活動場所 （右図参照）

今津町今津の湖岸域および近江今津駅周辺

（北浜交差点から木津交差点までの範囲）

7 参加者　市民、企業・団体　等

8 参加申込および中止の確認について

参加申込	しがネット受付サービス QR コード	令和8年 11 月 25 日（水）までに、①または②の方法でお申し込みください。 ①しがネット受付サービスでの申し込み 左記 QR コードまたは以下の URL にアクセスしてください。 https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/261201 ②高島環境事務所宛てに、参加申込書を添えて FAX または E メールでお申し込みください。 滋賀県高島環境事務所　FAX:0740－22－6105 E メール:de45@pref.shiga.lg.jp
中止の確認	ホームページ QR コード	荒天の場合は中止します。中止の場合は、当日8時 10 分までに高島環境事務所のホームページで発表しますので、ご確認ください。 左記 QR コードまたは以下の URL にアクセスしてください。 https://www.pref.shiga.lg.jp/de45/2869.html 当日問合せ先:高島環境事務所（電話:0740-22-6066、朝 8:30～）

9 留意事項

(1) 受付で火ばさみ・回収袋を受け取り、順次「県下一斉清掃運動区域」内で散在性ごみの収集を行い、受付に火ばさみ・回収袋を返却してお帰り下さい。

(2) 大型のごみ等(タイヤやバッテリー、塗料缶、家電製品、家具等)の回収はせずに、あった場所を受付に報告してください。

(3) 当日の服装は活動しやすい服装(作業服、長靴等)とし、本実施要領、軍手、飲料水、タオル、雨具等は各自で持参してください。

(4) 集めたごみは、種類(可燃、不燃、ビン、カン)ごとに受付場所で分別してください。

(5) 危険のない範囲で活動を行ってください。

(6) 当日は、各自水分補給等の自己管理をお願いします。なお、**発熱等少しでも体調に異常が見られる場合は参加を取り止めてください。(特段連絡は不要です。)**

10 ポイ捨てごみについてのアンケート調査ご協力のお願い

ポイ捨てごみを減らす効果的な対策を検討するため、しがネット受付サービスを用いたアンケート調査を実施しています。右記 QR コードからアクセスいただき、アンケート調査へのご協力をお願いします。

アンケート調査 QR コード
(しがネット受付サービス)

11 その他

(1) 県が一括してボランティア保険に加入して実施します。

(2) 事業者等が本活動への参加実績を入札参加資格審査の加点対象とする場合、環境事務所に地域貢献活動実施報告書の確認証明を受けることは要しません。入札参加資格審査に関する詳細は滋賀県県土整備部監理課審査契約係(077-528-4116)にお問い合わせください。